

犯罪被害者等が抱える問題

このようなことが起きることがあります。

心身の不調

- 急に不安になる
- 全身の体調不良
- 感情のコントロールが
できない
- 眠れない
- 食欲が出ない
- 現実感がもてない
- フラッシュバック

日常生活のこと

- 家事や育児が手につかない
- 外出ができなくなり必要な用事もできなくなってしまう

住居のこと

- 自宅が被害現場であり安心できない
- 事件のことを知られてしまい周囲から好奇の目で見られる

仕事のこと

- 通院や裁判等の手続きのための休暇に理解が得られない
- 仕事でミスをしやすくなる

経済的なこと

- 仕事に行けなくなってしまう経済的に困窮する
- 医療費、裁判に伴う交通費など様々な費用がかかる

周囲の人の言動のこと

- 知人に事件のことをいろいろ聞かれるのがつらい
- よそよそしくなったり今までどおりに接してくれない

ひとりで悩まず、ご相談ください

犯罪被害者等への理解を深めましょう

良かれと思って言った言葉で、
相手を傷つけてしまうこともあります。

被害にあわれた方が、再び平穏な日常生活を送れるようになるためには、身近な人の理解は何よりの支えとなります。一見普通に暮らしているように見えても、心に大きな傷を負っています。

身近な人が被害にあわれたとき

次のような接し方を心がけてみてはいかがでしょうか。

- 被害者のそばに寄り添い、一緒にいる
- 聞き役に徹して話を聞く
- 被害者の気持ちや取った行動を批判しない
- 日常生活などでできることを手伝う

被害にあわれた方を さらに傷つけないために

言葉かけにマニュアルはありませんが、相手の立場に身を置いて想像力を働かせることが大切です。

傷つく言葉の例	被害者の気持ち
「早く忘れて」	「忘れることなどできるわけがない…」
「がんばって」	「これ以上どうがんばればいいのか…」
「もっとつらい人だっているよ」	「他の人と比較してほしくない…」
「どうして逃げなかったの」	「恐怖とショックで逃げられるわけがない…」



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」

高砂市は「高砂市犯罪被害者等支援条例」に基づき、
犯罪被害にあわれた方の支援に取り組みます

誰もが安心して暮らせるまちへ





高砂市犯罪被害者等支援条例に基づく支援



ある日突然、誰もが犯罪被害者になる可能性があります。犯罪被害者やそのご家族が、一日も早く平穏な日常生活を取り戻すことができるよう、様々な支援を行います。まずはご相談ください。*支援には一定の要件があります

●条例の目的

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策を推進し、市民等が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

●基本理念

犯罪被害者等への支援は

- 適切に途切れることなく行われること
- 犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害したり、再被害及び二次的被害を生じさせないよう行われること

●市の責務

- 犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、実施しなければならない。
- 関係機関等と連携し、協力しなければならない。

●市民等及び事業者の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況を理解し、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮し、市や関係機関が行う支援に協力するよう努めなければならない。
- 犯罪被害者等を雇用する事業者は、就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。

※高砂市犯罪被害者等支援条例が施行された日(令和4年4月1日)以降に発生した犯罪被害を対象とします。なお、申請には期限があります。

相談窓口

様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関等との連絡調整を行います。

高砂市福祉部人権福祉室人権推進課

TEL 079-443-9060

月～金 午前8時30分～午後5時15分

関係機関による支援

電話相談

専門の研修を受けた支援員が対応

面接相談

弁護士による法律相談
臨床心理士による心理相談など

付き添い等の直接支援

裁判所・検察庁・弁護士事務所・警察・病院などへの付添い、代理傍聴など



公益社団法人ひょうご被害者支援センター

TEL 078-367-7833

火・水・金・土 午前10時～午後4時

経済的負担の軽減

遺族支援金	30万円	亡くなられた被害者である市民の遺族
重傷病支援金	10万円	重傷病を負った被害者である市民本人

※重傷病とは、医師の診断により療養に1か月以上の期間を要する負傷又は疾病をいいます。

日常生活の支援

家事援助助成	2,500円/時間(上限) 48時間以内 決定日から6か月以内	調理、衣類の洗濯、住居の掃除、生活必需品の購入、通院の介助等
一時保育助成	就学前の子1人につき 3,000円/日(上限) 6日以内	裁判への出廷や通院等一時的に家庭での保育に支障が生じる場合

住居の確保

現在の住居に住み続けることが困難となった場合、一時的な利用のための市営住宅の活用や、新たな住居の家賃、転居するための費用を助成します。

市営住宅入居の特別配慮

空きがあれば優先的に入居できるよう配慮します。期間は3か月以内

家賃

1か月当たりの賃貸住宅家賃の2分の1を助成します。上限3万円、入居をした月から6か月以内

転居費用

引越しにかかる費用を助成します。上限18万円

